

軽自動車税の対象となる「小型特殊自動車(農耕作業用・その他)」

乗用装置のある農耕作業用の「トラクター、コンバイン、田植機、農業用薬剤散布車など」や、「フォークリフト、ショベルローダなど」は、軽自動車税の課税対象です(※詳しくは下表を参照)。

なお、下表に該当しないもので、事業に使用しているものは、「固定資産税(償却資産)」の申告の対象となります。

●軽自動車税の対象となる「小型特殊自動車(農耕作業用・その他)」

区分		農耕作業用	その他
車両の 大きさ	長さ	制限なし	4.7m 以下
	幅	制限なし	1.7m以下
	高さ	制限なし	2.8m以下
総排気量		制限なし	制限なし
最高速度		時速 35km 未満	時速 15km 以下
構造		<p>農耕作業を行う能力と乗用装置を兼ね備えた「農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車(コンバイン)、田植機、国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車」</p> <p>国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 とは、例えば、型式認定番号が「農 * * *」のもの</p>	<p>「ショベル・ローダ、ホイール・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車、国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車」</p> <p>※バック・ホウはショベル・ローダに含む。</p>
軽自動車税 (年税額)		2,400 円	5,900 円

- ◆ 農耕用作業車は、道路運送車両法の小型特殊自動車に該当するため、公道を走行しない（工場内や田畑でしか使用しない）車両でも、ナンバープレートの交付を受ける必要があります。
※ナンバープレートを取り付けることができない車両は、必ずしも取り付ける必要はありませんので、ナンバープレートを大切に保管してください。
- ◆ 現在使用していない車両でも、所有していれば課税されます。
- ◆ 該当する車両を取得した人（法人）、または、現在未申告の車両を所有している人（法人）は、速やかに軽自動車税の申告手続きをして標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。不申告の場合は「過料（10万円以下）」が科せられます。（町税条例 第88条）
- ◆ 車両を買い替えた時は、ナンバーも変える必要があります。前の車両のナンバープレートを返納し「廃車」申告手続きをするとともに、新しい車両の「登録」申告手続きをしてください。